

自動車リサイクル法関係許可/登録申請における
手数料のオンライン納付の手引き
【申請者用】

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課
令和8年8月

1 本手引きについて

本手引きは、自動車リサイクル法に係る許可/登録（以下「許可等」という。）の申請を行う際に、手数料の納付をオンラインで行う場合の手順や注意事項をお示ししたものです。オンライン納付による申請を行う前に、本手引きをご一読いただきますようお願いいたします。

2 手数料のオンライン納付にあたって

（１）手数料のオンライン納付をご利用いただける方

- ☐ 「（２）使用可能な決済方法」にお示した方法が利用可能な方であつて、スマートフォンやパソコン等によるインターネットへの接続及び簡単な入力操作等が可能な方
- ☐ 更新許可等申請の場合は、現行許可等の有効期限満了日の１４日前までにオンライン納付の事前登録を行える方

（２）使用可能な決済方法

<クレジットカード>

VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

※ただし、海外で発行されたクレジットカード、プリペイド機能のついたクレジットカード、デビット機能のついたクレジットカードはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

<コード決済>

PayPay

<Pay-easy（ペイジー）>

（３）ご注意いただきたい事項【重要】

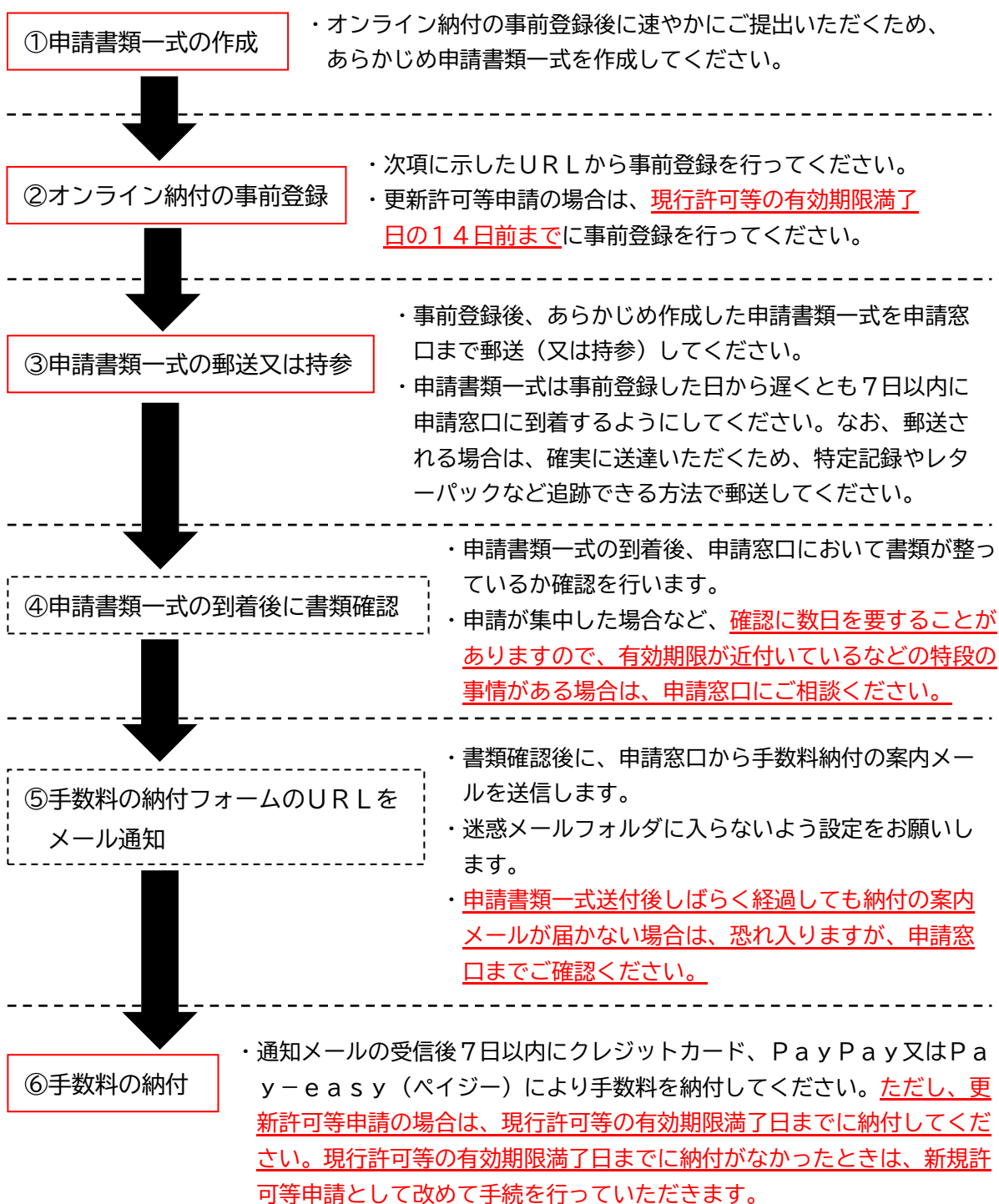
- ・申請書及び添付書類（以下「申請書類一式」）を全て作成したうえで、オンライン納付の事前登録（以下「仮申請」という。）を行ってください。書類作成にあたってご不明な点がある場合は、仮申請する前に申請窓口までご相談ください。
- ・更新許可等申請の場合は、現行許可等の有効期限満了日の14日前までに仮申請を行ってください。現行許可等の有効期限満了日の14日前以降に申請される場合は、原則オンライン納付はご利用いただけませんので、申請窓口までご相談ください。
- ・オンライン納付の決済が行われた日を受付日としますので、更新許可等申請の場合は、現行許可等の有効期限満了日までに必ず決済を完了してください。現

行許可等の有効期限満了日までに決済が行われない場合は有効期限切れとなり、新規許可等申請として改めて手続きを行っていただきます。

3 オンライン納付を行う場合の申請フロー

オンライン納付をご利用いただいた場合の申請フローは以下のとおりです。右に記載した留意事項を併せてご確認ください。

 ：申請者が行う手続 ：県（県事務所等）が行う手続



4 オンライン納付の事前登録リンク

申請窓口	所管地域	URL
岐阜地域環境事務所	羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、岐南町、笠松町、北方町	https://logoform.jp/form/T8mB/1552730
西濃県事務所	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	https://logoform.jp/form/T8mB/1746964
揖斐県事務所	揖斐川町、大野町、池田町	https://logoform.jp/form/T8mB/1747782
中濃県事務所	関市、美濃市、郡上市	https://logoform.jp/form/T8mB/1747794
可茂県事務所	美濃加茂市、可児市、七宗町、富加町、川辺町、東白川村、八百津町、白川町、御嵩町、坂祝町	https://logoform.jp/form/T8mB/1747805
東濃県事務所	多治見市、瑞浪市、土岐市	https://logoform.jp/form/T8mB/1747813
恵那県事務所	恵那市、中津川市	https://logoform.jp/form/T8mB/1747820
飛騨県事務所	高山市、飛騨市、下呂市、白川村	https://logoform.jp/form/T8mB/1747828

○申請窓口は以下をご確認ください。申請先をお間違えの場合、再度事前登録から行っていただきますので、十分にご確認ください。

新規許可申請等：処理施設の所在地を所管する申請窓口

更新・変更許可等申請：直近に許可等を受けた申請窓口（※）

（※）お手元の許可等証の許可等権者が「岐阜県知事」又は「岐阜地域環境事務所長」である場合は岐阜地域環境事務所、「〇〇県事務所長」である場合は〇〇県事務所となります。

ただし、既にある許可等を有している方が、異なる業態を新規で許可等申請される場合（例：解体業許可を有している方が、新規で引取業登録申請をされる場合など）は、既に有している許可等を受けた申請窓口に申請してください。

5 オンライン納付の事前登録の入力方法

※画面イメージはお使いのPCの環境、ブラウザにより異なります。

(1) メール認証

【申請先：岐阜地域環境事務所】自動車リサイクル法許可・登録申請に係るオンライン納付フォーム

受信可能なメールアドレスを入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。
メールが届かない場合は、メールアドレスにお間違いがないか、迷惑メールフォルダに入っていないか等についてご確認の上、再度メール認証を行ってください。

(2) メールアドレスの確認 (Q1)

(1) で認証いただいたメールアドレスあてに送信されたメールに記載されたURLをクリックすると上の画面に遷移します。

(1) で認証いただいたメールアドレスが自動で入力されていますので、修正、変更等せず、「次の画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

(3) 申請の実務（申請書の作成及び提出）を行う方（Q2、Q3）

Q2. この申請をされる方を選択してください。 必須

☐ 申請者本人（申請者の従業員を含む。） ☒ 行政書士などの申請代理人

Q3. 申請代理人の情報を入力してください。（※行政書士法人の場合は、氏の欄には行政書士法人の名称を、名の欄にはこの申請を担当している行政書士の氏名を記載してください。）

氏名

氏 必須 0 / 64 名 必須 0 / 64

住所

郵便番号 必須 0 / 8 都道府県 必須 市区町村 必須 0 / 64

番地 必須 0 / 64 マンション・部屋番号 0 / 64

電話番号

電話番号 必須 0 / 15

【Q2】

許可等申請の実務を行う方を選択してください。

- 申請者自身（申請者の従業員を含む。）が申請行為を行う
→ 「申請者本人（申請者の従業員を含む。）」
- 行政書士などの代理人が申請行為を行う
→ 「行政書士などの申請代理人」

【Q3】

Q2で「行政書士などの申請代理人」を選択された場合にのみ表示されます。
申請代理人の情報を入力してください。

(4) 申請者の人格の種類（Q4）

Q4. 申請者は法人ですか。個人ですか。 必須

☐ 法人 ☐ 個人

【Q4】

申請者（※）の人格の種類を選択してください。

（※）許可等を受けようとする者を指します（以下同じ）。Q3で記入いただいた申請代理人ではありませんのでご注意ください。

(5) 申請者の情報 (Q 5 又は Q 6)

Q5. 申請者の情報について入力してください。

会社名	
会社名 必須	0 / 64
会社名フリガナ 必須	
0 / 64	
会社所在地	
郵便番号 必須	都道府県 必須
0 / 8	市区町村 必須
0 / 64	
番地以降 必須	
0 / 64	
会社電話番号	
電話番号 必須	0 / 15
会社代表者	
氏 必須	名 必須
0 / 64	0 / 64
担当者	
氏 必須	名 必須
0 / 64	0 / 64
部署名 必須	
0 / 64	

【Q 5】

Q 4 で「法人」を選択された場合に表示されます。
申請者の情報を入力してください。

Q6. 申請者の情報について入力してください。

氏名	
氏 必須	名 必須
0 / 64	0 / 64
氏フリガナ 必須	名フリガナ 必須
0 / 64	0 / 64
住所	
郵便番号 必須	都道府県 必須
0 / 8	市区町村 必須
0 / 64	
番地 必須	マンション・部屋番号
0 / 64	0 / 64
電話番号	
電話番号 必須	0 / 15

【Q 6】

Q 4 で「個人」を選択された場合に表示されます。
申請者の情報を入力してください。

（６）許可等申請する手続き（Ｑ７）

Ｑ７．許可（登録）申請される手続きを選択してください。（申請手数料が異なりますので、お間違えないよう十分に確認してください。） 必須

← 1つ前の画面に戻る **→ 金額確認画面へ進む** 入力内容を一時保存する

【Ｑ７】

許可等申請される手続きをプルダウンから選択してください。手続きごとに申請手数料が異なりますので、お間違えないよう十分確認してください。選択後、「金額確認画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

※各選択項目の先頭の括弧（【①/②】）は次を意味していますので、確認にあたって参考にしてください。

①：業態の別

解体業/破砕業/引取業/フロン類回収業

②：手続きの種類

新規	新規許可等申請
更新	更新許可等申請
変更	事業の範囲の変更許可申請

(7) 申請手数料の確認

入力フォーム

入力1

入力2

3 確定前金額

4 確認

5 完了

こちらの金額はあくまで概算のお支払い金額になります。金額確定後、メールにてご連絡致します。

確定前金額

解体業許可申請手数料

78,000円

確定前合計金額

78,000円

← 1つ前の画面に戻る

→ 確認画面へ進む

手続の種類と手数料の金額にお間違えがないことを確認し、「確認画面へ進む」ボタンをクリックしてください。

【参考：手数料の一覧】

業態	新規許可等 申請	更新許可等 申請	変更許可等 申請
解体業	78,000 円	70,000 円	
破碎業	84,000 円	77,000 円	67,000 円
引取業	4,300 円	3,600 円	
フロン類回収業	5,000 円	4,000 円	

(8) 申請内容の確認

入力内容確認

Q1. 連絡が取れる有効なメールアドレスを入力してください。
※メール認証した際に入力いただいたメールアドレスが自動入力されますので、修正、変更等しないでください。
※こちらのメールアドレスに納付方法を案内するメールを送付します。

メールアドレス

Q2. この申請をされる方を選択してください。

申請者本人（申請者の従業員を含む。）

Q4. 申請者は法人ですか。個人ですか。

個人

Q6. 申請者の情報について入力してください。

氏名

岐阜 太郎

氏名フリガナ

ギフ タロウ

住所

〒5008570 岐阜県 岐阜市 藪田南2丁目1-1

電話番号

0582721111

Q7. 許可（登録）申請される手続きを選択してください。（申請手数料が異なりますので、お間違えないよう十分に確認してください。）

【解体業/新規】解体業許可申請 申請手数料：78,000円

必ずお読みください。

申請内容を審査の上、お支払い金額を確定し、ご登録を頂いたメールにご連絡致します。

「no-reply@logoform.jp」からのメールが届きますので、迷惑メールフォルダ等に入らないようお気をつけください。

← 最初に戻る

← 1つ前の画面に戻る

→ 送信

入力内容にお間違いがないか確認し、「送信」ボタンをクリックしてください。
これで事前登録は完了です。

Q1で入力いただいたメールアドレスに仮申請完了メールが送付されますので、ご確認ください。

- ・仮申請完了メールには、手数料決済フォームのアクセスに必要なパスワードが記載されていますので、当該メールを削除しないようお願いします。
- ・誤って削除してしまった場合は、申請窓口までご連絡ください。

(9) 手数料決済フォームへのアクセス

The screenshot shows a web form titled '本申請フォーム' (Main Application Form). At the top, there is a progress bar with five steps: 1. 入力 (Input), 2. 申請内容 (Application Content), 3. 決済情報入力 (Payment Information Input), 4. 確認 (Confirmation), and 5. 完了 (Completion). Step 1 is currently active. Below the progress bar, a message states: 'パスワードを入力後、本申請ボタンを押してオンライン決済に進んでください。' (After entering the password, press the Main Application button to proceed to online payment). The form contains two input fields: the first is for the '受付番号' (Receipt Number) with the value 'FJ00000155' and a '必須' (Required) label; the second is for the 'パスワード' (Password) with a '必須' (Required) label and is highlighted with a red border. At the bottom right, there is a blue button labeled '→ 本申請' (→ Main Application).

申請窓口において書類を確認した後に、手数料決済フォームの案内メールを送信します。当該メールに記載されている URL をクリックすると、上の画面に遷移します。

仮申請完了メールに記載されたパスワードを入力し、「本申請」ボタンをクリックしてください。



- ・仮申請完了メールには、2つのパスワードが記載されています。一方は申請状況の照会に必要なパスワードであり、ここで入力するパスワードとは異なりますので、エラーが出る場合は一度ご確認ください。

以降は、画面の指示に従い、決済を完了してください。

6 申請窓口一覧

申請窓口	所管地域	電話番号	メールアドレス
岐阜地域環境事務所	羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、岐南町、笠松町、北方町	058-272-8322	c21603@pref.gifu.lg.jp
西濃県事務所	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	0584-73-1111	c20502@pref.gifu.lg.jp
揖斐県事務所	揖斐川町、大野町、池田町	0585-23-1111	c20503@pref.gifu.lg.jp
中濃県事務所	関市、美濃市、郡上市	0575-33-4011	c20505@pref.gifu.lg.jp
可茂県事務所	美濃加茂市、可児市、七宗町、富加町、川辺町、東白川村、八百津町、白川町、御嵩町、坂祝町	0574-25-3111	c20504@pref.gifu.lg.jp
東濃県事務所	多治見市、瑞浪市、土岐市	0572-23-1111	c20507@pref.gifu.lg.jp
恵那県事務所	恵那市、中津川市	0573-26-1111	c20508@pref.gifu.lg.jp
飛騨県事務所	高山市、飛騨市、下呂市、白川村	0577-33-1111	c20509@pref.gifu.lg.jp